

補助対象外経費について

次の経費は**補助対象外経費**です。(法人等の自己負担経費)

見積書作成の際に、補助対象内経費と補助対象外経費が明確に分かるよう
して提出をお願いいたします。なお、その他、疑義のあるものについては必ず障害者福
祉課に事前に御相談ください。

- ①外構・緑化工事(建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯、
駐車場整備等)
- ②土地の買収に要する費用
- ③既存建物の買収に要する費用
- ④職員の宿舎に要する費用
- ⑤設備・備品関係(机、椅子、パソコン、電話、消火器、カーテン等)
- ⑥施設に固着していない設備(下駄箱など)
- ⑦不動産登記関係手数料
- ⑧各種申請手続費(電力会社、水道局、消防署等)
- ⑨その他施設整備費として適当と認められない費用等(租税公課、借地料等)

※**工事事務費**(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗
品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、**工事費(補助対象外経費
を除いた金額)の2.6%を上限として補助対象額となります。**

『設計監理費』等が工事事務費として補助対象となります。

(『一般管理費』『現場管理費』『諸経費』等は、内訳により工事事務費の補助対象とな
るか、補助対象外経費となるかが変わります。)